



2024 年度 **たんの吸引等研修**

「認定特定行為業務従事者認定証」「基本研修」既得者対象

第 3 号特定研修（基本研修免除：実地研修のみ）要項

特定非営利活動法人 フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

登録研修機関：登録番号 1420011

登録年月日：平成 25 年 4 月 1 日付

1. 研修実施の趣旨

当法人では「登録研修機関（特定の者対象）」の認可を受け、平成 25 年より「認定特定行為業務従事者認定証」の既得者等を対象とした第 3 号特定研修（実地研修のみ）を実施しています。

この研修(基本研修免除：実地研修のみ)は、既に基本研修を修了され、認定証や受講証（基本研修修了証）を取得されている方が、新たに医療的ケアに取り組む際に必要な研修です。

医療的ケア研修は、利用者の命にかかわる研修です。しっかり計画を立て、利用者さんと一緒に安全安心に研修が進むよう努めてください。

基本研修（講義及び演習）+筆記試験合格



今回の研修（実地研修のみ）

イ. 既に認定証取得済み

ロ. 既に受講証取得済み

2. 研修の受講資格について

(イ)「認定特定行為業務従事者認定証」の資格を既に取得しており、利用者の追加・変更、又は医行為の追加・変更を必要とする方

(ロ)「たんの吸引等医療的ケア研修第 3 号（特定の者対象）全課程」に基づく研修修了者で、基本研修の課程（講義、演習、知識確認テスト）を修了した証（受講証等）を持ち、実地研修の受講を必要とする方 （H23 年度までの受講証は不可）

3. 申し込み期間

○ 年間を通して、申し込みを受け付けています。

2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日 （随時）

4. 申込方法・申請の流れ

○実地研修の申込は、受講者の所属する法人・施設・事業所の責任において、申込を行ってください。受講者は、貴法人・施設の推薦者として受け止めます。

○実地研修を行う前に、受講の申込（①受講申込・申請）を必ず行ってください。実地研修の実施は、原則、受講承諾後になります。書類の確認・申請には時間が要しますので、早めに申込・申請を行ってください。

＜申込み・申請の流れ＞

①受講申込：申請

●下記の申請書類に記載し必要な資料を添付し、郵送で申請してください。

① 実地研修受講申込書Ⅰ（事業所・受講生一覧）・・・FC実24特—1

② 実地研修実施機関承諾書・・・FC実24特—2

（申し込みいただいた事業所の内容を記入してください。）

添付資料：登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の場合は「登録番号通知」の写し

③ 研修受講申込書Ⅱ（各受講生）・・・FC実24特—3

添付資料：「認定特定行為業務従事者認定証」又は「基本研修修了証(受講証)」の写し

④ 指導講師調書及び指導講師承諾書・・・FC実24特—4

添付資料：「指導者養成講習等の修了証明書」の写し

＜指導者養成講習等を未修了の場合は、医師・看護師等の免許状の写し＞

②受講承諾：承諾書と受講料の請求書を受領

●申請書類等の内容を確認した上で、当法人より次の書類を郵送します。

① 第3号特定研修（実地研修のみ）承諾書・請求書

受領後、10日以内に受講料を指定口座へお振込みください。

③研修実施：現場演習・実地研修開始

●各所属で、指導講師による[現場演習及び実地研修の評価](#)を受けてください。

④研修報告：実地研修修了報告書等の送付

●実地研修報告書及び添付資料をフュージョンコムに郵送し、実地研修の結果を報告する。

⑤ 実地研修報告書・・・FC実24特—5（原本）

添付資料：○実地研修評価票の記録（第3号特定評価票）の写し

***全項目で評価判定基準「ア」が連続2回で合格**

○「利用者の同意書」の写し

○医師の「実地研修指示書」の写し

⑤修了証の発行：認定証の申請

●報告書の受領後「実地研修報告書」の内容を確認し、当法人から「研修修了証」を発行、貴施設・法人に送付します。

○「修了証」が届きましたら、「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を都道府県に行ってください。

○事業者が医行為を提供する場合は「登録特定行為事業者」の申請が必要になります。ご注意ください

○「認定特定行為業務従事者認定証」の申請手続きは、インターネットで「介護情報サービス かながわ」→ライブラリ（書式/通知）でお調べください。

5. 受講料

○受講者1名につき、利用者1名にあたり **3,000円**

利用者1名につき、医行為の数が複数でも受講料は3,000円です。

○受講料には事務手数料等が含まれています。

(文書作成、書類審査、修了証の発行及び管理、郵送料、損害保険料)

○そのため申請後の受講者の事情によるキャンセルには、受講料の返金は致しかねます。
但し、利用者の事情による場合は、ご相談ください。

6. 研修課程に関する法的根拠

「社会福祉士及び介護福祉法の一部を改正する法律の施行について」(喀痰吸引等関係)

社援発1111第1号平成23年11月11日 第2次改正社援発0312第24号平成25年3月12日

「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)」

4. 研修の課程及び研修の実施方法等

(2) 介護職員等による研修課程について

②実地研修

カ.「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。なお、基本研修については再受講を要しないものとする

※「演習及び実地研修において、人工呼吸器装着に対する喀痰吸引等を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、別途に行うこと」となっています。
現場演習として、別途研修を行うことが必要になります。

7. 受講申込・申請の郵送先

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター5F

NPO法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

8. 問い合わせ

担当： 繋(つなぎ)・成田

事務局： 〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター5F

Tel045-311-8742 FAX 045-324-8985 Eメール：jimukyoku@kenshikyoku.jp